

## 第一百四条

2 医薬品等の製造業(薬局製造販売医薬品の製造業を除く。)又は医療機器の修理業については、第三条及び第十八条の規定を準用する。この場合において、第十八条中「届書」とあるのは、「届書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)」と読み替えるものとする。

(休廃止等の届書の様式)

第十八条 薬局を廃止し、休止し、又は休止した薬局を再開した場合における法第十一条 の規定による届出は、様式第八による届書を提出することによって行うものとする。